

生活支援ハウスすきの家利用契約書

社会福祉法人そうあい理事長桑原健悟（以下「甲」という。）は、利用者（以下「乙」という。）との間において、以下の条項に基づく契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙が心身ともに充実した明るい生活を送ることが出来るように、この施設を利用させること及びこの契約に定める各種サービスを提供することを約し、乙は甲に対し、この契約の定めるところを承認し、この契約を履行することを約する。

（管理運営）

第2条 管理運営は、甲がその責任において実施するものとし、乙は、利用者心得を遵守するものとする。

（各種サービス）

第3条 甲が乙に対し提供するサービスは、次のとおりとする。

- （1）食事の提供
- （2）入浴の準備
- （3）各種生活相談と助言
- （4）疾病、負傷等緊急時の援助

（食事の提供）

第4条 甲は乙に対し、1日3食高齢者の健康に配慮した食事を食堂において提供する。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。ただし、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合には、提供しなくても良いこととする。

（入浴の準備）

第5条 甲は、常に入浴設備を良好に管理し、入浴は隔日以上とし、定められた時間に乙が利用できるよう入浴の準備を行う。

（生活相談）

第6条 甲は、乙から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行う。

（緊急時の対応）

第7条 甲は、乙が急病の場合若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制をとるよう配慮する。

2 乙の責めに帰すべき理由により生じた事故については、甲はその責めを負わないものとする。

（生活援助）

第8条 甲は、乙が入居後日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、通所介護、訪問介護等の介護サービス及び保健福祉サービス等の利用手続の援助を行う。この場合の費用は乙の負担とする。

（レクリエーション）

第9条 甲は乙の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うとともに、乙が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、これに協力し、

便宜を供する。

(守秘義務)

第10条 甲及びサービス従事者は、業務上知り得た乙及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は本契約の終了した後も継続する。

2 甲及びサービス従事者は、乙に医療上緊急の必要がある場合には、医療機関に対し乙の心身等に関する情報を提供できるものとする。

(利用料等)

第11条 甲は、利用者負担金及び実費負担金を合算した額を、個人別に算定して、乙に請求する。

2 前項に定める料金は1ヶ月ごとに計算し、乙はこれを翌月末までに甲に支払うものとする。

3 1ヶ月に満たない期間の利用に関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

(利用料の変更)

第12条 経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、甲は乙に対し、変更の2ヶ月前までに説明をした上で、第10条に定める料金を相当な額に変更することができる。

2 乙は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができる。

(身元引受人)

第13条 乙は、入居時に身元引受人を立てるものとする。

2 身元引受人は乙に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の義務を負うとともに、必要なときは乙の身柄を引き取る責任を負うものとする。

3 身元引受人の住所または氏名を変更したとき及び身元引受人が死亡等で変更されるときは、その旨を速やかに通知しなければならない。

(造作、模様替え等の制限)

第14条 乙は、その居室に造作、模様替え等をするときは、甲に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て甲の承認を得なければならない。

2 乙は、居室以外については、造作、模様替え等をしてはならない。

(原状回復の義務)

第15条 乙は施設及び備品について、乙の責めにより汚損、破壊もしくは滅失したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか又は甲の定める代価を支払わなければならない。

2 契約の解除又は終了の場合において、乙の居室を甲に明け渡すとき、修理もしくは取替を要する場合には、費用は乙が負担しなければならない。

(動物飼育の禁止)

第16条 乙は、原則として居室又は敷地内において、動物等の飼育をしてはならない。

(賠償責任)

第17条 天災、事故その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、乙が受けた損害、災難については甲は一切の賠償責任を負わない。ただし甲の

故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(長期不在)

第18条 乙がその居室に1ヶ月以上不在となる場合には、乙は甲に対し、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払、居室の保全、連絡方法等について、甲と協議するものとする。

(立ち入り)

第19条 甲は、居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められるときは、乙の承認を得ることなく居室に立ち入ることができる。

(契約の解除、解約)

第20条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 生活支援ハウス利用の必要性が認められない状況となったとき。
- (2) 日常の起居動作に介助を必要とし施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (3) 身体的又は精神的疾病もしくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- (4) 正当の理由なく利用料等を滞納したとき。
- (5) 病気等の理由により入院した場合で、その期間が概ね3ヶ月を超えるにいたったとき、又は、その期間が3ヶ月を超えることが明らかに予想される時。
- (6) 甲に届け出のないまま、居室に1ヶ月以上不在のとき。
- (7) 虚偽又は不正な方法によりサービスを利用しようとしたとき又は利用したとき。
- (8) その他、この契約の条項に違反したとき。

2 乙は、この契約を任意に解約できる。この場合、2週間以上の予告期間を以って甲に届け出るものとする。

(契約の終了)

第21条 この契約は、前条による契約の解除、解約、又は乙が死亡したときに終了する。

2 この場合、甲は乙の所有物を善良な管理者の注意を以って保管し、乙の身元引受人に連絡して一切の処分をさせるものとする。

3 乙の身元引受人は、前項の連絡を受けた場合は、2週間以内に乙の所有物を引き取り、居室を明け渡さなければならない。

4 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、乙はその所有権を放棄したものとみなし、甲において自由に処分できるものとする。

(苦情処理)

第22条 甲は、その提供したサービスに関する乙等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

(協議)

第23条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議し、誠意を持って処理する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(事業者・甲)

住所 宮崎県小林市須木下田1152番地

氏名 社会福祉法人そうあい

理事長 桑原 健悟

(利用者・乙)

住所

氏名

印

(身元引受人)

住所

氏名

印